

## パブリックコメント（意見公募）実施結果

### 1 目的

計画の策定過程における市民参加の機会確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的として、幅広く市民等から意見を公募（パブリックコメント）し、計画に反映することを目的とした。

### 2 実施期間

令和6年1月25日（木）～令和6年2月25日（日）

### 3 応募資格

- ①市内に住所を有する方
- ②市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ③市内の学校に在学する方
- ④市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ⑤当該計画の案に関し利害関係を有する方

### 4 実施方法

計画案を東広島市ホームページに掲載するとともに、市役所障害福祉課、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）、くらら、各支所・各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、各福祉センターに備え付けて実施。

他に東広島市電子申請システムにて実施。

### 5 意見提出者数及び意見数

提出者数は、個人5人・団体5団体でした。

意見数は、個人18件、団体10件でした。

### 6 意見の概要及び市の考え方

別紙参照。

### 7 実施結果の公表

東広島市ホームページに結果を公表

## 6 意見の概要及び市の考え方

## 意見の概要及び市の考え方

整理番号	計画該当頁	意見種別	意見の概要	市の考え方
1	p31	計画の推進	<p>・聴覚障害者の手話の普及について 小・中学校にある程度の年齢になれば校歌を手話で表現できるように義務付ける。(幼少期から手話を身近なものとして認識してもらう。)</p>	<p>・30 ページ「広報・啓発活動の推進」に記載しておりますように、本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、出前講座の開催をはじめ、パンフレットの配布など、周知と啓発に向けた活動に取り組めます。</p> <p>・31 ページ「幼少期からの教育」に記載しておりますように、東広島市では、児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育を推進することとしております。とりわけ学校教育では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めています。このことを踏まえ、障がいのある方の立場に立って考え、寄り添う手段を自ら思考し、自律的に手話を習得しようとする児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えます。</p>
2	p49	計画の推進	<p>・引きこもり、精神障害の家族等の相談窓口について ショッピングセンターの一角にサテライト窓口を設置する(駐車場の心配もなく、気軽に立ち寄れる事で相談への敷居を低くする。出来れば。市内の各作業所の物品販売も並行して行う。個別の相談室を設けるかどうか、検討の余地あり。)</p>	<p>・49 ページ「相談窓口の周知と機能強化」に記載しておりますように、東広島市では、障害者相談支援事業を中核とした直営の基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援を実現しています。地域における福祉サービス及び支援者と緊密な連携を図り、場所に囚われない面的支援体制を形成しており、現行の支援体制を継続・拡充する事で今後の支援ニーズにお応えしてまいりたいと考えます。</p>

3	p104 p105	計 画 の 推 進	<p>・障害者への社会の理解普及啓発について市の広報紙に各作業所の紹介コーナーを設けるプレスネットなどのタウン誌に障害当事者・関係者・支援者等のコラム欄を設ける。</p>	<p>・障がい者への理解促進については、地域生活支援事業において必須事業と位置付け、104・105 ページに記載しておりますように、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図りたいと考えます。</p> <p>市広報紙については、紙面の都合上、新たに常設のコーナーを設けることは難しいため、コーナーとしてではなく、単発の記事として、適宜掲載を行っていきたいと考えます。</p> <p>その他の媒体を用いた効果的な啓発についても、適宜検討を行ってまいります。</p>
5	p17	計 画 の 概 要	<p>・p17.1(1)の今後の課題・取組の方向性・・・発達について、医療に関する体制整備の必要性が触れられているが、その根拠が、アンケート結果(P113～)からではわかりにくい。医療体制整備の他、療育支援、ペアトレ、特性理解を含む「支援体制」も重要となっているのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり医療体制整備だけでなく、療育支援、ペアレントトレーニング、特性理解を含む支援体制の重要性を認識しており、次のとおり積極的に取り組んでまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 40 ページに記載しておりますとおり、庁内関係課の連携体制の強化を図り、各課が所管する機関(医療機関、教育機関、福祉機関など)との協力関係を強固にし、情報の共有やケースマネジメントを通じて、個々のニーズに合った総合的な支援を提供できるよう体制整備を進めることとしています。</li> <li>2. 49 ページに記載しておりますとおり、支援者間の連携強化について、相談員や支援者同士の研修や情報交換の場を設けることで、より効果的な支援を実現します。</li> </ol> <p>また、39 ページ「幼児健康診査後の相談支援」及び96 ページに記載しておりますとおり、発達障がい者等に対する支援において、療育支援を行う支援者の教育についても取り組むこととしており、専門的な知識やスキルの向上を図るためのトレーニングプログラムを提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 障がい特性に対する理解促進も、教育や啓発活動を通じて積極的に取り組んでまいります。</li> </ol> <p>31 ページに記載しておりますように、幼少期から</p>

				の教育や、広報・啓発により地域住民・関係者に対して、発達障がいの正しい理解を促すことで、偏見や差別のない社会を目指しています。
6	p17	計画の概要	・p17.1(2)の今後の課題・取組の方向性・・・研修等の充実では相談支援専門員の他、福祉サービス事業所職員の技術の向上が求められるかと思えます。	・支援者の技術の向上については、37ページ「支援者の専門性を高める体制整備」に記載しておりますように、各種研修及びセミナー参加を通じた育成を根拠として、質や技術力の向上を図ります。
7	p21	計画の概要	・p21(7)今後の課題・取組の方向性・・・「権利擁護ステーション」の周知とありますが、虐待防止センター等も、地域における権利擁護に関する取組の強化(相談窓口の周知)に必要なと思われる。	・障がい者の権利擁護に資する取組として、東広島市では、34ページ「虐待防止に関する啓発」「虐待に関する相談支援」及び36ページ「権利擁護に関する啓発の推進」に記載しておりますように、具体的な事例や守られるべき権利について、事例集や市と広島県障害者権利擁護センターにおいて作成したパンフレット等の活用をはじめ、講座や講演会、セミナーの開催等を通じて、権利擁護の周知、啓発を図ると同時に、東広島市障がい者虐待防止センターに設置している虐待に関する相談窓口において、障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に対応するとともに、積極的介入による虐待の早期発見、早期対応に努めます。
8	p22	計画の概要	・p22 2(1)の今後の課題・取組の方向性・・・医ケア児コーディネーターの配置の促進のみならず、医ケア自者の日常生活・社会生活を支援できるよう関係機関と連携した支援体制を整備することが求められると思えます。	・お見込みのとおり、42ページ「医療的ケア児への支援体制の強化」に記載しておりますとおり、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係課による庁内連携体制の強化を図るとともに、広島県医療的ケア児支援センター、地域の相談員、医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関との連携強化を図ります。
9	p26	現状と課題	・障害支援事業所の充実に関して障害者といっても乳児期、学童期、成人期、老年期とそれぞれの時期により、課題となる問題が異なります。そのためには各年齢層の応じた専門性のある支援者が必要と考えられますが、現状は圧倒的にマンパワーが足りていません。そのためには、①支援者の育成と②定着が必要と考えられます。	・50ページ「事業者への支援・指導の充実」に記載しておりますとおり、障害福祉サービスの質の向上と障害福祉サービスを提供する側の人材育成を図るため、多様な事業者への支援、指導の充実に努めます。

		<p>① 支援者の育成 東広島市では、障害者支援や理解に対する様々な取り組みをしていただいております。今後も取り組みの継続をお願いします。しかしながら、長期的な支援者の育成には若い世代の育成が重要と考えます。幸い東広島市には広島大学、広島国際大学、近畿大学と3校の大学があります。大学に対し、障害者支援に関する講義や啓発を増やしていただき、(できれば理学療法士のように障害者支援の専門家を育成するカリキュラムができれば理想です)若い世代に障害者支援に対する理解や興味のある人が増加するように働きかけてください。</p> <p>② 支援者の定着 マンパワーが足りないため、一生懸命頑張っている職員の方が疲弊しておられ、また増加している発達障害者の支援も行き届いていないのが現状です。職員の増員による一人当たりの負担の軽減、報酬の増額など支援員の定着のための施策をお願いします。</p>	
10	p22	<p>現状と課題</p> <p>・発達障害者の診断や受診に関して 発達障害を①診断できる医師、また②発達障害者が病気になった場合に対応していただける医療機関が足りていません。</p> <p>①発達障害の診断は専門的な知識が必要と考えられるため、診断可能な医師や医療施設は限られると思います。診断可能な医療機関のリストの公表はできないでしょうか。</p> <p>また、大学病院や広島県医師会などとの連携し、診断可能な医師の育成体制を整えることはできませんでしょうか。</p> <p>②発達障害者が急病などで受診する際に、健常者に比し時間がかかるなども理由から消極的な医療機関が多いと感じています。(いわゆる門前払い)そのため障害者に優しい医療機関に集中しその医療機関に負担をかける傾向にあります。障害者の受診に消極的な医療機</p>	<p>①東広島市は、発達障がい者の診断や受診に限らず県内でも医師が不足している地域であり、医師不足の解消に向けて広島県や県内の医学部を擁する大学等へ働きかけを行っているところです。また、発達障がい児・者が身近な地域で適切な医療が受けられるよう医師向けの研修会を広島県が主催し、実施しています。 (出典:広島県第7次保健医療計画)</p> <p>なお、40ページ「発達障がいの専門医療機関紹介」に記載しておりますとおり、発達障がいの診療を行っている医療機関リストは、現在所管する広島県のホームページで公表されており、ご紹介しております。(発達障がいの診療を行っている医療機関リスト: <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html</a>)</p> <p>②市は医療に関しての調査・指導権限がなく、評</p>

			関を公表するなど(障害者雇用が一定数に満たない企業にペナルティーがあるように)医療機関に障害者の受け入れを促す施策をとることはできませんでしょうか。	働等の実施を担う事ができないものの、障がい者(児)も医療が受けやすくなるよう、県、他機関と連携し、必要な働きかけを引き続き行います。
11	p24 p25	現状と課題	<p>・不登校、引きこもりに対する施策に関して発達障害のある学童、成人は本人のこだわりやコミュニケーションの障害、各種の過敏症などにより、周囲から孤立し不登校や引きこもりになってしまうケースがしばしば認められます。それは、本人にとってもつらいことであり、社会的な損失も大きいものと考えられます。</p> <p>① 学童に関して 登校を強要することなく、登校困難な場合はフリースクールに行く、ズームによる授業を受けるなどでも良いとするなど選択肢を増やすことはできないでしょうか。そうすることで学校や級友との関係を少しでも保つことができ、登校しづらい状況を軽減することができるのではないかと思います。また、保育園における加配のように必要に応じ補助員を増員する体制の充実をお願いします。</p> <p>② 成人に関して これまでもご尽力いただいておりますが、相談支援事業にかかわる職員の増員、充実を引き続きお願いいたします。一方で引きこもりとなっている成人の多くは自分の現状を変えたいと思っているにも関わらず、社会復帰に対する恐怖心や過去のトラウマなどからそれが困難となっている場合が少なからずあると感じています。自分だけではないという安心感を得ることや、本人が社会に貢献していると自覚できることも重要と考えます。 市で把握できている引きこもりの方に働きかけ「茶話会」や「LINE グループ」などへの参加を促し同じ境遇の方のコミュニティーを作るような</p>	<p>①現在、東広島市立の小学校及び中学校の不登校や不登校傾向児童・生徒の社会的自立を促すため、指定した学校に校内特別支援教室(SSR)を設置し、個々の状況や特性等に応じた特別な指導や支援を行っています。また、不登校等児童・生徒の社会的自立を目指し、学校・家庭等と協力して支援を行う場として、フレンドスペース(校外適応指導教室)を市内3か所(西条・黒瀬・豊栄)に開設しており、児童・生徒自ら学習計画を立て、自習する場を確保しています。今後も、児童・生徒の個に応じた支援ができる場を引き続き充実させてまいります。</p> <p>②・相談支援体制の充実・強化等について、49ページ「身近な地域における相談機関等の充実」に記載しておりますとおり、特定、一般相談支援事業の量的、質的な充実に向けて、各法人等に開設の働き掛けや研修の案内を行うなど、障害児相談支援事業所における計画相談の受け入れ可能件数の拡充に努めます。また、自立支援協議会で事例を検討し、支援者の質の向上や情報の共有を図る一方で、相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保に向けた効果的な取組について検討します。</p> <p>・同じ境遇を持つ方々との繋がりを設ける施策について、50ページ「ピアカウンセラー・ピアサポーターによる相談支援」に記載しておりますとおり、広報等を活用し、地域で暮らす障がいのある人が、同じ障がいを持つ仲間の相談に応じ、地域生活について助言し、サポートするピアカウンセリング事業やピアサポーター事業を推進します。雇用・就労支援の推進について、58ページ「関係機関との就労支援ネットワークの強化」に記載し</p>

			<p>施策の今以上の充実をお願いします。また、本人の特性に応じた家庭内でできる仕事(内職や遠隔で可能な仕事)を公的にあつせんしていただくなど、社会とのつながりを保ち、多少なりとも収入を得ることができ、将来的に社会復帰につながるような施策はとれませんか？</p>	<p>ておりますとおり、社会参加を目指す方一人ひとりが、何に躓き、何を支援してほしいと考えているか、丁寧に聴き取り、自己実現を図る助力とできるよう、「はあとふる」に就労支援コーディネーターを配置し、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労相談、定着支援、離職後の支援等に取り組みます。また、途中で障がいの状態になった人の雇用継続を支援します。</p>
12	該当なし	現状と課題	<p>・通学、通所、外出に関して</p> <p>① 交通費の補助をお願いします 遠方の施設に通う場合は交通費が負担となっておりますが、広島市では自立訓練事業所や就労支援施設に通う場合の交通費が補助されると聞いております。東広島市でも補助をしていただけますようお願いいたします。</p> <p>② 駐車場に関して 公共施設や商業施設では「思いやり駐車スペース」を設置していただき大変助かり感謝しております。しかしながら一部の心無い方がそのスペースに駐車をされ、必要な時にスペースが利用できない場合が多々あります。対策をお願いします。</p>	<p>①本市において、障害福祉サービス事業所は中心市街地に集中しております。郊外の地域の方の移動について課題と感じております。事業所へ通所するための交通費の補助について、事業の目的、必要性、効果等を公共交通施策と連携し検討していきます。</p> <p>②障がい、高齢、妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な方が、公共施設や商業施設などに設けられた専用の「思いやり駐車場」を利用できるように、「利用証」を交付しております。制度の名前にもあるように、利用者一人ひとりのご理解と思いやりに基づいた制度です。市民の皆様には、市の広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し思いやり駐車場制度の趣旨を周知するとともに、必要な方が利用しやすくなるように障がいに対する理解促進に努めます。</p>
13	p15	現状と課題	<p>・グレーゾーンの学童に関して 明らかに特別支援学級に入るほどではないけれど、多動性や軽度の学習障害やコミュニケーションに障害があり普通教室にはなじみにくい児童が、将来的な不登校や引きこもりにつながる場合が多いのではないかと感じております。</p> <p>普通学級と特別支援学級の間隔的な少人数の学級を作り個別に近い指導ができる体制を作ることはできませんでしょうか。ご検討をお願いします。</p>	<p>・現在、東広島市では、通常の学級に在籍し、障がいがあり、学習や生活に困難を抱えている児童を対象に、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、障がいの状況等、一人一人の特性に応じた特別な指導を行う、通級指導教室を設置しております。通級指導教室では、個別、または効果が認められる場合に、少人数のグループで指導を行っております。</p>

14	p21	その他	<p>「東広島市権利擁護ステーションについて」</p> <p>1.権利擁護ステーションは、権利擁護の支援を強化する為の具体的方法として、権利擁護意識や知識を高める職員研修の講師として活用している。</p> <p>2.東広島市の障害児者の福祉分野で明確になっていなかった「成年後見制度の相談窓口」について、市民も障害がある子の親も専門職も、多くの方が相談できる「専門窓口」が出来た。</p> <p>3.権利擁護ステーションは、成年後見制度利用促進機能を有しており、2月14日の中国新聞に今後、成年後見制度の利用者が増加していく事が見込まれる為、申立人への適切な権利擁護支援への助言が大変重要であると考えられる。</p> <p>上記の事由から、今後、東広島市権利擁護ステーションの担う役割りが重要になっていく事から、人員体制の強化が必要であると考えます。</p>	<p>・36 ページ「権利擁護等の窓口の周知」に記載しておりますとおり、権利の養護を図る場面では、中核機関である「権利擁護ステーション」を基幹として、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。</p>
15	p21	その他	<p>「東広島市権利擁護ステーションについて」</p> <p>権利擁護の支援を強化するための具体的な方法として、これまで解決できずに困っていたケースを、法律、医療、福祉の専門職に気軽に相談出来る機能(アドバイザー派遣事業)が良い。</p> <p>これまでの東広島市の障害児者の福祉分野では明確になっていなかった「成年後見制度の窓口相談」について、市民も障害がある子の親も専門職も、多くの方が相談出来る「専門窓口」ができた。</p> <p>施設として利用者対応について相談しましたが、事業所の困りごとを、事業所目線で受けてもらえる事でとても安心感があり、相談し易かった。法律家の意見も具体案として提示していただけたので助かりました。</p> <p>人員不足なのか、相談したい事があっても、なかなか担当者に連絡がつかない事が多く。人員増員をして頂きたい。</p>	<p>・36 ページ「権利擁護等の窓口の周知」に記載しておりますとおり、権利の養護を図る場面では、中核機関である「権利擁護ステーション」を基幹として、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。</p>



16	p53	計画の推進	<p>・障害者(児)の病院受診同行できるヘルパーがもっと欲しい。又そのヘルパーさんらをフォローしてもらえよう研修があれば良いと思う。</p>	<p>・53 ページ「障害福祉サービスの提供」に記載しておりますとおり、障がいのある人の生活を支援するために、障害者支援事業所等による障害福祉サービスの適切な提供に努めます。また、障がい特性に応じた支援に対応できるよう、職員研修やヘルパー支援部会等を開催するとともに、大学等との連携や資格取得のための助成金等により、人材不足の解消を図ります。</p> <p>・障害福祉サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。</p>
17	p34	計画の推進	<p>・市単位での虐待等の研修の機会を増やしてほしい。</p>	<p>・34 ページ「虐待防止に関する啓発」に記載しておりますとおり、市の広報紙やリーフレット等の活用や施設職員を対象とした研修、権利擁護に関する知識の共有化などを通じて、障がいのある人に対する虐待防止について啓発活動を推進します。また、障がい特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。</p>
18	p40	計画の推進	<p>・40ページ 発達障がいの専門医療機関照会医療待機が年単位となりつつあるので、受診までの相談体制や相談後、園や学校、家庭への介入ができる(なるべくタイムリーに)明確な支援体制があると、受診までに安心して過ごせるし、状態を悪化させないで済むと思います。フロン図のように、明確に次の行き先があると、途中で支援が途切れなくて良いかと思います。</p>	<p>・49 ページ「相談窓口の周知と機能強化」「身近な地域における相談機関等の充実」に記載しておりますとおり、地域において日常的な相談に対応できる体制の構築を進めると共に、特定、一般相談支援事業の量的、質的な充実を図り、受診までに地域で不安なく過ごす事ができるよう体制整備に努めます。</p> <p>また、40 ページ「庁内関係課の連携体制の強化」に記載しておりますとおり、幼保育、学校、家庭、福祉の各役割、連携について、市所管課による連携体制を強化し、課題解決を図る事ができるよう努めます。</p>
19	p46	計画の推進	<p>・46ページ グループホーム等の整備それぞれの障害特性を考慮できる環境設定もあわせて考えてもらえたらと思います。例:精神の方はアパート型の方が暮らしやすいと思います。</p>	<p>・64 ページ「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制の強化」に記載しておりますとおり、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された「精神</p>

				障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりの強化を図ります。
20	p21	その他	<p>東広島市権利擁護ステーションについて          高齢社会に伴い、認知症の方を含め、障害のある方たちに必要な支援を提供する為に、専門職が窓口となり相談ができることは良いと考えます。</p> <p>現在の後見人制度は当事者の権利、財産を本当に守れるのか、疑問があります。その人を理解している方、将来や思いに寄り添える方が選任される事や、選任された方が、財産管理、代理として福祉サービスの署名だけをするのではなく、その人の生活、意思決定を支える最重要の役割を担うべきだと考えますが、現実はそのように感じます。現行制度を利用すれば、簡単には中止ができないことや専門職には報酬支払も必要となる為、制度の在り方にも見直しが必要です。このことを踏まえて、その人の権利、財産、自由を守るためには、権利擁護ステーションに、困っている方へ正しい情報提供や最適なサービスの提案、また相談窓口で得た事例や経験をもとにより良い制度の改正などを中心となって提言していただけるような機能になることを期待します。その為には体制の強化が必要です。丁寧な相談支援が提供できることで、地域で生きる障害のある方とその家族を支えていただきたいと思います。</p>	<p>・36 ページ「権利擁護等の窓口の周知」に記載しておりますとおり、権利の養護を図る場面では、中核機関である「権利擁護ステーション」を基幹として、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。また、各機関及び家族支援を交えた適切な情報提供及び伴走支援を実現するため、49 ページ「相談窓口の周知と機能強化」に記載しておりますとおり、基幹相談窓口「はあとふる」の相談機能強化を図ります。</p>
21	p31	計画の推進	<p>・第2章施策分野1 学びの場の充実では、施策分野3と同様に教職員に対する研修の場について記載してはいかがですか？          特に他機関・他分野との連携についての取り組みが必要と思いますが、そのあたりの施策は具体的に検討して欲しいです。</p>	<p>・30 ページからの施策分野1及び38 ページからの施策分野3の各取り組みについて、どの立場の市民に、何を伝えなければならないか明確にすることにより事業の効果・浸透が図られるものと承知しております。ご指摘の事につきましては、ご記載のとおり、施策分野1では当事者を取り巻く周囲の理解・障がい受容について、施策分</p>

				<p>野3では支援者の一員として教職員に対する研修の場の提供を、それぞれ取り組むこととし、明確に分類しております。また、他機関・他分野との連携については、連携ありきではなく、目的を明確に定め、助力の幅や深さ、目指すゴールを共有することが重要と考えており、施策毎にそれぞれ連携先を定めております。</p>
22	p35	計画の推進	<p>・第2章施策分野2、擁護者への支援に記載の「ストレスを解消できる場の確保」は、はあとふるが取り組むような書きぶりですが、はあとふるの相談援助の延長線上のものではなく、課として場をどう確保するかを検討も必要あるのではないのでしょうか。</p>	<p>・「東広島市子育て・障がい総合支援センター(はあとふる)」は、子育て支援と障がいのある人に、総合的、一体的に地域生活に関する支援を行う窓口です。また、子育て関連施設やその他「HOTけんステーション」等の関係機関と連携する調整窓口としての役割も担っています。障がいのある人の障害福祉サービスの利用や社会資源の調整、権利擁護のために必要な援助、また地域課題の解決に向けて相談支援事業所等の機関・組織と連携をとりながら必要な支援を行うことに加え、養護者が抱える子どもの育て方や悩みなどの相談に対し、専門の相談員が相談者の気持ちに寄り添い、一緒に考え、利用できる制度の紹介などの支援を行うことで、地域のみみなで子育てを支え合うことができるよう取り組んでまいります。</p>
23	p21 p36	計画の概要	<p>・権利擁護については「権利擁護ステーションの周知」という言葉が多用されているが、権利擁護ステーションは一時相談支援機関を支援する機関であり、一般住民の相談を受ける機関ではないため、一時相談機関への周知が正しい記載かと思えます。なお、障がい福祉課としての市長申し立ての実績や相談件数等の実績等も現状として記載してはどうでしょうか。</p>	<p>・お見込みの通り、権利擁護ステーションは一次相談支援機関を支援する中核組織として設立されました。本市としては支援者向けの助言を提供する機能を果たし、当事者の相談ニーズをより適切に解決できることを期待しています。周知の対象は支援者であり、36ページ「権利擁護等の窓口の周知」に記載しておりますとおり、効果を高めるため積極的に周知を図ることが重要であると認識しています。</p> <p>また、市長申し立ての実績や相談件数等の実績について、実績件数は結果の一環に過ぎず、適切な相談を促進するための体制整備や、後見が必要となった背景の解決が施策の中核であると考えています。なお、相談件数などの実績は、最高裁判所事務総局家庭局より、「成年後見関係</p>

				<p>事件の概況」として、都道府県毎などの単位で年間の統計情報が公表されております。</p>
24	p38 p48	計画の推進	<p>・施策分野 3・4 で課題として挙げられている「ワンストップ」「身近な相談場所」に対する取り組みとして相談支援事業所の拡充等を記載されていますが、障害に関する相談窓口だけでなく、支所・出張所の窓口や高齢者の支機関等の一時相談機関(官と民)が初期相談をしっかりと受け止められる仕組みづくり(そこから必要に応じて支援会議(社会福祉法 106 条の 6)を開催)進めていく体制構築を施策化する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり、相談窓口の拡充だけでなく、より広範囲な機関が初期相談を受け付けることで、利用者はより迅速かつ適切な支援を受けられる可能性が高まります。また、官民連携の下で支援会議を開催することで、専門的な知見やリソースを効果的に活用し、より包括的な支援を提供できる可能性が高まります。</p> <p>本市として、49 ページ「相談窓口の周知と機能強化」に記載しておりますとおり、相談支援事業所の拡充だけでなく、様々な機関との連携を図り、包括的な支援体制を整えることが重要であると考えており、本計画に上げた各施策の主目的に応じた連携を背景に、それぞれ立場の違う連携先と地域内の包括的相談支援体制を構築できるよう基幹相談支援を中心とした組織づくりを図ります。</p>
25	該当なし	その他	<p>・計画に記載の「具体的な取り組み内容」を各項目で一覧にされていますが、記載されている取り組み内容を取り組む担当課が単課名の記載が多いと思います。これまでと何ら変わりなく障害福祉課だけが背負うのではなく、例えば、担当課欄に「障害福祉課と住宅課」、「行政担当課と住民」の関係する複数の課等と一緒に取り組む姿が見えるように計画策定して欲しいと思います。(特に雇用の関係は産業振興課や農林水産課などとの協働は、現状で難しくても取り組む姿勢が必要なのではないのでしょうか)それが地域共生の包括的な支援体制の仕組みづくりにつながると思います。さらに、計画の基本方針「地域共生のまちづくり」ですが、地域共生推進課との連携姿勢が見えないのは非常に残念です。</p>	<p>・本計画において、計画に記載されている取り組み内容には、主導して実施する課名が記載されておりますが、他課や他機関との連携や協力が行われないことを意味するものではありません。計画に記載されている取り組みを行う際、必要に応じて連携を図る場合もありますが、それがすべての取り組みに対して必要とされるわけではありません。</p> <p>また、地域共生の包括的な支援体制の仕組みづくりが重要であると指摘されていますが、今後は特定の課だけでなく、あらゆる課が地域共生の理念に基づいて施策に取り組むことが求められていると承知しています。</p>

26	p5	計画の推進	<p>・少し前まで発達コーディネータが不在、現在でも就労コーディネータが不在など、はあとふるの人員体制が確立できない現状がありますが、人員確保と協力法人との連携については計画にも記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>・49 ページ「身近な地域における相談機関等の充実」「地域相談支援体制の確保」に記載しておりますとおり、基幹相談支援センターとして相談機能の強化を図る一方で、相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保に向けた効果的な取組について検討します。</p>
27	p99	計画の推進	<p>・地域移行や社会参加等、在宅生活を支えるヘルパーの高齢化や人材不足について、行政としてどのように捉えて考えているのかを計画に盛り込んでいただきたい。(P99 量的な確保としか記載がない。具体的に何をするのか。)</p>	<p>・18 ページ「(4)住まいや暮らしについて」に記載しておりますとおり、障がいのある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多く、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。また、「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。</p> <p>一方、支援者の不足は社会的課題として認識されている事を承知しており、53 ページ「障害福祉サービスの提供」に記載しておりますとおり、障がいのある人の生活を支援するために、障害者支援事業所等による障害福祉サービスの適切な提供に努めます。また、障がい特性に応じた支援に対応できるよう、職員研修やヘルパー支援部会等を開催するとともに、大学等との連携や資格取得のための助成金等により、人材不足の解消を図ります。</p>
28	p21 p36	計画の推進	<p>東広島市権利擁護ステーションについて これまでの東広島市における障がい児者の分野では明確になっていなかった「成年後見人制度の相談窓口」について、市民も障がいがある子の親も専門職も、多くの人が相談できる専門窓口ができた。特に障がいのある子を持つ親からは、いわゆる「親亡き後問題」を相談する機関として活用されている。施設支援の場においては利用者、家族の高齢化が進んでおり、以前は利用者の生活を支える日常的な介護などの支援を主に担ってきたが、近年では利用者の抱えている問題も多様化、複雑化しており、施設だけでは解決しきれないケースも出てきている。専門的な相談窓口としての地域資源が身近にあるということは支援者としても大変</p>	<p>・36 ページ「権利擁護等の窓口の周知」に記載しておりますとおり、権利の養護を図る場面では、中核機関である「権利擁護ステーション」を基幹として、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。</p>

			心強い。今後、一層の必要性が高まることが考えられる。実状に沿った人員体制の強化が必要と感じる。	
--	--	--	---	--